

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社住友倉庫		コード	9303
提出日	2021/6/1	異動(予定)日	2021/6/29	
独立役員届出書の提出理由	「3. 独立役員の属性・選任理由の説明」の「該当状況についての説明」欄の取引関係の記載を更新するため。			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の 同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当 なし	
1	山口 修司	社外取締役	○													○		訂正・変更	有
2	河井 英明	社外取締役	○													△		訂正・変更	有
3	荒木 喜代志	社外監査役	○													○		訂正・変更	有
4	高橋 和人	社外監査役	○													△		訂正・変更	有
5	大仲 土和	社外監査役	○													△		訂正・変更	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	山口修司氏は弁護士法人岡部・山口法律事務所の代表であります。当社は同法律事務所と物流業務及び法律相談等に関する取引があるものの、これらの2021年3月期における取引額は、物流業務については当社連結営業収益の0.01%未満、法律相談等については同法律事務所の売上高の0.1%未満といずれも僅少であり、取引の規模及び性質に照らして株主及び投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。なお、当該法律相談等については同氏が直接関与したのではなく、また当社は同法律事務所と顧問契約を締結しておりません。	山口修司氏は当社との間に特別の利害関係はなく、また株式会社東京証券取引所が規定する独立性の要件を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定したものであります。
2	河井英明氏はパナソニック株式会社に在籍した経歴があります。当社は同社と物流業務及びインターネットサービスに関する取引があるものの、これらの2021年3月期における取引額は、物流業務については当社連結営業収益の0.01%未満、インターネットサービスについては同社連結売上高の0.01%未満といずれも僅少であり、取引の規模及び性質に照らして株主及び投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。	河井英明氏は当社との間に特別の利害関係はなく、また株式会社東京証券取引所が規定する独立性の要件を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定したものであります。
3	荒木喜代志氏は現在国家公務員であります。当社は国の行政機関である省庁と物流業務に関する取引があるものの、2021年3月期における取引額は当社連結営業収益の0.01%未満と僅少であり、取引の規模及び性質に照らして株主及び投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。	荒木喜代志氏は当社との間に特別の利害関係はなく、また株式会社東京証券取引所が規定する独立性の要件を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定したものであります。
4	高橋和人氏は当社の会計監査人である有限責任 ずさ監査法人に在籍した経歴がありますが、当該在籍期間中において当社の監査業務には関わっており、また同監査法人を既に退所しています。当社は2021年3月期において同監査法人と監査業務に関する取引があるものの、当該取引額は直近の事業年度における当社の連結上の営業費用及び同監査法人の売上高に対して、いずれも0.1%未満と僅少であり、取引の規模及び性質に照らして株主及び投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。	高橋和人氏は当社との間に特別の利害関係はなく、また株式会社東京証券取引所が規定する独立性の要件を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定したものであります。
5	大仲土和氏は2013年3月まで国家公務員でありました。当社は国の行政機関である省庁と物流業務に関する取引があるものの、2021年3月期における取引額は当社連結営業収益の0.01%未満と僅少であり、取引の規模及び性質に照らして株主及び投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。	大仲土和氏は当社との間に特別の利害関係はなく、また株式会社東京証券取引所が規定する独立性の要件を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定したものであります。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員との相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることに留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。